

平成24年5月1日

平成24年3月6日付けで提出された地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定による監査請求について監査を行ったので、同条第4項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

津山市監査委員 中尾 義明

第1 住民監査請求

1 請求の内容

(1) 請求人

請求人は「津山市」である。

(2) 請求日

請求書は平成24年3月6日に提出された。

(3) 請求の要旨

市長が平成22年度に交付した指定会派に対する政務調査費のうち、違法・不当な支出分1,508,780円について、不当利得返還請求を求めるとともに、この先の適正支出を確保するための必要な措置を講ずることを求める。

『会派別目的外支出金額一覧表』

会 派 名	返還請求額
市民と歩む会	196,307 円
日本共産党津山市議団	100,347 円
みどりの会	300,820 円
みらい	46,801 円
津山誠心会議	177,100 円
津山新星会議	410,315 円
政津クラブ	107,380 円
公明党津山市議団	169,710 円
合 計	1,508,780 円

この請求額は、平成24年3月16日に提出された補正請求書により、当初の請求総額1,508,800円から変更されたものである。

(4) 請求の理由

市民と歩む会 196,307円

旅費62,800円は個々で行く個人の調査で、会派での政務調査にはなじまないため全額カット。折込料35,700円は会派負担なので全額カット。広報費195,615円は後援会活動が大半なので1/2カット。

日本共産党津山市議団 100,347円

資料購入費61,860円は原則1/2カット。ADSL使用料69,417円は党支部の負担が原則で全額カット。

みどりの会 300,820円

印刷費73,920円は1/2カット。配布料50,000円及び5,000円、折込料32,760円、送料67,737円、68,848円及び37,200円、封筒代2,315円は全額カット。

みらい 46,801円

広報費93,602円は印刷費を勘案し1/2カット。

津山誠心会議 177,100円

資料作成費97,440円は後援会活動が大半なので1/2カット。送料78,380円は全額カット。参加費100,000円は本来全額個人負担で会派調査費にはなじまないため1/2カット。

津山新星会議 410,315円

資料購入費88,530円の月刊誌は半額個人負担とし1/2カット。取消料6,160円は政務調査ではないため全額カット。旅費97,950円は一人旅で個人の政務調査のため全額カット。同61,940円も同様。HP更新料200,000円は中学生の学力でできることなので全面カット。

政津クラブ 107,380円

旅費34,820円、63,940円、80,340円及び35,660円はいずれも個人旅であり会派の調査ではないが全額カットは忍びないので1/2カット。

公明党津山市議団 169,710円

書籍費19,400円は月刊誌等なので1/2カット。旅費160,010円は個々で行った個人の政務調査で会派での政務調査にはなじまないため全額カット。

(5) 事実証明書

本件に関する事実証明書として、政務調査費収支報告書に添付されている領収書その他支出の事実を証する書類の写しが添付されており、平成24年3月22日には、領収書その他支出の事実を証する書類が追加提出された。

2 証拠の提出及び陳述の機会の付与

平成24年3月16日に、請求人から請求の理由等についての陳述を受けた。

第2 要件審査等

1 請求人について

請求人は、津山市の住民であることを確認した。

2 その他の要件について

提出された住民監査請求書には、監査の対象となる行為、当該行為のあった期間、講ずべき措置等が記載され、証する書面も添付されていることから、地方自治法第242条に規定された要件を満たしていることを確認した。

3 監査委員の除斥について

議員から選任されている河本英敏監査委員は、本人が直接利害関係のある事件の監査となるので、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

第3 監査の実施

1 着眼点

市長が平成22年度に交付した指定会派に対する政務調査費について、当該支出の手続きが適正に行われ、かつ、適法な支出であるかを判断するため、次の着眼点に照らして監査を実施した。

政務調査費制度と、本市における事務の取扱いはどうなっているか。

監査請求の対象となる支出が政務調査の目的に合致したものであるかどうか。

以上の結果を踏まえ、求められた措置を行う必要があるかどうか

2 関係職員の事情聴取

平成24年3月28日に、議会事務局の関係職員から、政務調査費制度、関係例規の改正経緯、事務処理体制、監査請求対象となる支出の詳細等について事情聴取を実施した。

3 監査の方法

本件監査においては、議会事務局に保管してある政務調査費の支出に係る証拠書類等を調査し、当該経費が政務調査費の用途としての合理性、必要性を有しているかどうかを検証した。結果、請求人の主張する違法・不当な支出があるかどうかを判断した。

本件監査を実施するにあたっては、次の裁判所の判断を参考とした。

平成21年12月17日 最高裁判所判決

政務調査費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかになるような場合を除き、監査委員を含め区(市)の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していないと解される。

平成19年5月25日 青森地方裁判所判決

当該支出が政務調査費の用途基準に合致するかどうかを判断するに当たっては、各議員活動の自主性を尊重する観点から、できる限り調査研究活動の内容に立ち入ることがないように、整理保管を義務付けられているところの会計帳簿及び領収書の記載事項を基礎的な判断材料として、可能な限り一般的、外形的に判断をするのが相当である。

第4 監査の結果

1 津山市の政務調査費制度

政務調査費は、地方自治法第100条第14項の「議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる」、「交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない」との規定に基づいて交付される。

津山市においては、この規定に基づき、次のとおり条例等が定められている。

(1) 津山市議会政務調査費の交付に関する条例(平成20年津山市条例第2号)

- ・ 政務調査費は、津山市議会における会派及び議員に対して交付する(第2条)。
- ・ 会派に対する政務調査費は、毎月1日における当該会派の所属議員数に月額15,000円を乗じて得た当該年度分の額を、4月に交付する(第3条)。
- ・ 会派は、政務調査費を別に定める用途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない(第5条)。
- ・ 会派の経理責任者は、政務調査費収支報告書及び政務調査費活動報告書を作成し、領収書その他支出の事実を証する書類を添えて、年度経過後4月30日までに議長に提出しなければならない(第7条)。
- ・ 会派は、交付を受けた政務調査費の総額から、市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の政務調査費を返還しなければならない(第8条)。
- ・ 議長は、提出された収支報告書、政務調査費活動報告書等を、年度の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない(第9条)。

(2) 津山市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則(平成13年津山市規則第9号)

- ・ 会派の代表者は、政務調査費交付申請書及び政務調査費活動計画書を議長を経由して市長に提出しなければならない(第2条)。
- ・ 政務調査費の交付日は、毎年4月の末日とする(第5条)。

(3) 津山市議会政務調査費の交付に関する規程(平成20年津山市議会告示第1号)

- ・ 用途基準は、別表第1に定めるとおりとする(第2条)。
- ・ 政務調査費の交付を受けた会派は、当該政務調査費の経理について、次の各号に定めるところにより処理しなければならない(第4条)
 - 支出の決定は、会派の代表者が行うこと。
 - 会派の経理責任者は、政務調査費に係る会計帳簿を調製し、収入伝票及び支出伝票により出納を行うこと。
 - 出納は政務調査費専用の代表者名義の預金口座を設けて行うこと。
 - 支出したときは、領収書等を徴し、支出伝票に貼付すること。ただし、

領収書等を徴することができない場合は，会派の代表者は支払証明書を作成し，支出伝票に貼付すること。

別表第 1（第 2 条関係）

項 目	内 容
研究研修費	会派が研究会又は研修会を開催するために必要な経費及び会派に所属する議員等が他の団体の開催する研究会又は研修会に参加するために要する経費（会場費，講師謝金，出席者負担金，会費，交通費，旅費，宿泊費等）
調査旅費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費（交通費，旅費，宿泊費等）
資料作成費	会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費（印刷製本代，翻訳料，事務機器の購入費及びリース代等）
資料購入費	会派の行う調査研究活動のために必要な図書，資料等の購入に要する経費
広報費	会派の調査研究活動，議会活動及び市の政策について住民に報告し，PRするために要する経費（広報紙，報告書等の印刷費及び送料，会場費等）
広聴費	会派が住民からの市政，会派の政策等に対する要望及び意見を吸収するための会議等に要する経費（会場費，印刷費，茶菓子代等）
人件費	会派の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費（事務所の賃貸料及び維持管理費，備品及び事務機器の購入費及びリース代等）
その他の経費	上記以外の経費で会派の行う調査研究活動に必要な経費

(4) 会派に対する政務調査費に関する内規及び取扱要領（平成 17 年 9 月 28 日制定 議員間の申し合わせ事項）

- ・ 会派は，政務調査費の用途等に関する説明責任を負う。
- ・ 政務調査費支出の証拠書類は，議会事務局において 5 年間保管する。
- ・ 領収書の取扱い要領と，領収書に記載が必要な事項を規定。

- ・ 明確に区分できない経費は、議員活動を「政務調査活動」「公務活動」「政治活動」と捉え、按分して三分の一を政務調査費と認める。
- ・ 政務調査費で支出できない経費の例示。
- ・ 政務調査費で経理できる経費の例示とその取扱い要領。

2 支払い事実の確認

平成22年度の会派に対する政務調査費は、平成22年4月に10会派から交付申請が提出され、支出負担行為の手続きの後、総額5,580,000円が4月30日に支払われている。その後、会派人数の増減があり、一部返納・再支給が行われている。

交付された当該政務調査費は、会計年度経過後、支出の事実を証する書類を添付した収支報告書及び活動報告書が提出され、交付額の残余分は返納されている。各会派別の政務調査費の最終支払額は次のとおりである。本監査請求に係る支出はすべて最終支払額に含まれている。

会派別の政務調査費支払額 (平成22年度決算額)

会派名	当初支払額	返納額	最終支払額
市民と歩む会	930,000円	525,540円	404,460円
日本共産党津山市議団	360,000円	124,108円	235,892円
みどりの会	900,000円	47,420円	852,580円
一の会	180,000円	180,000円	0円
津山誠心会議	720,000円	138,106円	581,894円
津山新星会議	900,000円	20,943円	879,057円
新風会	540,000円	0円	540,000円
政津クラブ	360,000円	21,408円	338,592円
公明党津山市議団	540,000円	5,612円	534,388円
みらい	150,000円	242円	149,758円
合 計	5,580,000円	1,063,379円	4,516,621円

3 監査委員の判断

(1) 一人での出張は会派の政務調査費にあたらぬとする主張(調査旅費の会派性)について

会派の行う政務調査とするかどうかについては、次の裁判所の判断を参考とした。

平成21年7月7日 最高裁判所判決
 本件用途基準にいう「会派が行う」調査研究活動には、会派がその

名において自ら行うもののほか、会派の所属議員等にこれをゆだね、又は所属議員による調査研究活動を会派のためのものとして承認する方法によって行うものも含まれると解すべきである。そして、一般に、会派は、議会の内部において議員により組織される団体であり、その内部的な意思決定手続等に関する特別の取決めがされていない限り、会派の代表者が会派の名においてした行為は、会派自らがした行為と評価されるものである。

調査旅費の支出においては、次のことを確認した。

- ・ 本市の政務調査費が、「支出の決定は会派の代表者が行う」とされている。
- ・ 旅費の支出書類にはすべて会派代表者の支払証明書が添付されている。

このことから、上記の裁判所判断に照らせば、調査旅費の支出はすべて会派代表者の承認のもとに支出されていると判断できる。したがって、一人で出張したから直ちに個人の政務調査とすべきとする請求者の主張に理由はなく、違法・不当な支出にあたるかどうかの判断は、その目的、内容により判断することとした。

(2) 個別の支出について

返還請求の対象となった各会派の個別の支出について、次のとおり確認した。

市民と歩む会

旅費 62,800 円は、出張の目的、内容から調査研究活動に要するものと認められた。折込料 35,700 円は会派議会報告の新聞折込料、広報費 195,615 円は同報告の印刷代で、その掲載内容は会派として議会活動を住民に報告するものとなっており、いずれも広報費の用途基準に合致していると認められた。

日本共産党津山市議団

資料購入費 61,860 円は党機関紙、政治関係誌、地方自治関係誌の購読料で、会派で購読しており、調査研究活動のための経費と認められた。

A D S L 使用料 69,417 円は、証拠書類を調査した結果、住民との懇談会開催案内の新聞折込料 12,285 円と、党支部ホームページ用の A D S L 回線使用料 57,132 円の合計額であった。新聞折込料については広報費の用途基準に合致していると認められた。一方、A D S L 回線使用料 57,132 円については、広報費として経費の全額が支出されていたが、本来は通信費の性格を持つものではないかと調査していたところ、当該会派から返還申立書が提出され、57,132 円の 2 / 3 に相当する 38,088 円が平成 2 4 年 3 月 2 7 日に返納さ

れた。その結果，政務調査費の支出額は，経費の総額 57,132 円から返納額 38,088 円を差し引いた 19,044 円となり，経費全体の 1 / 3 を按分して支出したこととなった。これは，「会派に対する政務調査費に関する内規及び取扱要領」にある通信費の取扱いに合致するものである。また，同ホームページの内容も活動報告が多くみられることから，政務調査費として適正な支出と認めた。

みどりの会

印刷費 73,920 円は会派議会報告の印刷代で，その掲載内容も会派として議会活動を住民に報告するものとなっていた。配布料 50,000 円及び 5,000 円，郵送料 67,737 円，68,848 円及び 37,200 円，封筒代 2,315 円は，すべて同議会報告の配布，郵送に要した経費であり，折込料 32,760 円も同議会報告の新聞折込料であり，いずれも広報費の使途基準に合致していると認めた。

みらい

広報費 93,602 円は議会報告の郵送料で，その掲載内容は一人会派として議会活動を住民に報告するものとなっていたので，広報費の使途基準に合致していると認めた。

津山誠心会議

資料作成費 97,440 円は会派だより（議会報告）の印刷代で，その掲載内容も会派として議会活動を住民に報告するものとなっていた。送料 78,380 円は同会派だよりの発送料であり，広報費の使途基準に合致していると認めた。

参加費 100,000 円は地方議会議員研修会の参加費 4 名分で，研究研修費の使途基準に合致していると認めた。

津山新星会議

資料購入費 88,530 円は地域のための専門情報誌購読料で，調査研究に必要なものと認めた。取消料 6,160 円は予定していた政務調査を公務のため中止したキャンセル料で，「津山市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例」に基づいて支給されるべき適正なものと認めた。旅費 97,950 円及び 61,940 円は出張の目的，内容から調査研究活動に要するものと認めた。HP 更新料 200,000 円は会派ホームページの 1 年間（4 回）の更新経費で，活動報告の部分の更新にかかる額のみが政務調査費で支出されていると認めた。

政津クラブ

旅費 34,820 円，63,940 円，80,340 円及び 35,660 円は出張の目的，内容から調査研究活動に要するものと認めた。

公明党津山市議団

書籍費 19,400 円は，地方行財政参考書，地方自治情報誌，自治体法務関係誌の購読料で，いずれも調査研究に必要なものと認めた。旅費 160,010 円は出張の目的，内容から調査研究活動に要するものと認めた。

4 結論

以上のとおり，本件請求には理由がないので，監査委員は何らの措置もとらないものとする。

第5 監査委員の意見

政務調査費の交付については，使途基準や取扱いの標準化を図るために議員間で申し合わせ事項を定めるなど，議会においても目的達成に積極的に取り組んでいる。本件監査においても，証拠書類等はよく整理されており，その成果は十分に確認できたところである。

今後においても，条例にある「透明性を確保すべくその使途を明確にする」という目的達成のため，時代の変化に対応しながら継続して取り組んでいくことを期待する。